

NFT（デジタル画像）を活用した行動変容促進事業委託業務 業務処理要領

この要領は、北海道（以下「委託者」という。）が、受託者に委託するNFT（デジタル画像）を活用した行動変容促進事業委託業務を円滑かつ効率的に処理するために必要な事項を定める。

1 業務の目的

道内でも特に広域分散型の地域特性であり、家庭や運輸におけるCO2排出割合が全国と比べ高い水準にあり、地球温暖化等の影響により地域資源である流氷が減少している中、特に認知度の低い若年層や無関心層をターゲットにし、NFTの活用といった新規性による広報効果を図るとともに、住民の脱炭素機運醸成と行動変容促進を図ることを目的とする。

2 委託業務の名称

NFT（デジタル画像）を活用した行動変容促進事業委託業務

3 委託期間

契約締結日から令和7年(2025年)2月21日(金)まで

4 業務の内容

(1) NFT発行システムを搭載したスマートフォン用アプリケーション（以下「アプリ」という。）の構築・運用

① 基本事項

- ア アプリは、アプリストア（AppStore及びGooglePlay）より無料でダウンロードが可能であることとし、アプリ使用にあたっては課金が発生しない設計とすること。また、バージョンは最新のものに対応すること。
- イ アプリは遅くとも令和6年(2024年)9月2日(月)には上記アプリストアからダウンロード及び使用が出来るよう公開することとし、委託期間中は誰でも使用できるようにすること。
- ウ アプリ公開にあたっては、公開1週間前までにデモ公開を行い、委託者の承認を得てから一般公開を行うこと。
- エ 安定してシステムを運用できるよう保守・管理を行い、不具合等があった場合は、委託者へ報告の上、速やかにこれを修正すること。
- オ アプリの名称を委託者と協議の上、決定すること。

② アプリの基本的な仕様

- ア GPSに連動し、歩数及び距離の計測及び表示
- イ 消費カロリー計測及び表示
- ウ 距離に応じた削減相当のCO2排出量の計算及び表示
- エ 日毎及び月毎の歩数及び距離の計測及び表示
- オ 4(1)③に記載するNFT発行システムにより発行されるNFTの取得機能及び表示
- カ 歩数に応じレベルアップするNFTの取得機能及びレベルに応じた表示
- キ NFT次レベルまでの歩数表示
- ク 4(2)で記載する活用促進キャンペーンに関するメニューの搭載及び表示
- ケ その他必要と考えられる付随機能

③ NFTの作成及び発行システムの構築並びに発行業務

- ア 以下のとおり歩数に応じたデザインの異なる3種類のNFTを作成すること
(レベル1:0歩～・レベル2:5万歩～・レベル3:10万歩～)
 - ・デザインは、オホーツク地域や流氷にちなみだデザインかつレベルに応じ環境保全意識が醸成され、更なる行動変容促進に繋がるよう配慮し、委託者と協議の上、決定すること。
- イ 特定歩数(20万歩)達成者が取得可能な数量限定NFTを作成すること
 - ・デザインは委託者と協議の上、決定すること。
- ウ 4(1)③アは達成者の希望者全員が取得できるよう発行すること。また、4(1)③イは、先着500名が取得できるよう発行すること。
- エ NFTの作成にあたり、ブロックチェーンについては、パブリック型のブロックチェーンかつ環境に配慮したPolygonチェーンを採用すること。
- オ 参加者がガス代(手数料)を負担することなくNFTを取得できるシステムとすること。
- カ 構築するシステムは共通してios及びAndroidのいずれにも対応したものとすること。また、バージョンは最新のものに対応すること。

(2) アプリ活用促進キャンペーンの実施

① 基本事項

- ア 委託者が用意する賞品を用いたアプリ活用促進キャンペーンを実施すること。
- イ 実施期間はアプリ配信開始日から令和7年(2025年)2月16日(日)までとすること。
- ウ 歩数に応じたレベルによって申込可能かつ申込口数が増えるキャンペーンとすること。
※レベル2: 1口・レベル3: 2口とし、以降5万歩毎に申込口数が増える仕様とし、1名が重複して当選しない仕様とすること。
- エ キャンペーンの応募はアプリ内で完結する仕様とすること。
- オ アプリ及び本キャンペーンのPRを行う特設ホームページを構築し公開すること。
- カ より多くの参加者を募るため効果的な広報業務を行うこと。
- キ キャンペーン申込状況等委託者の求めに応じて、受託者は情報及びデータを提供すること。

② アプリへの本キャンペーンメニューの搭載

- ア キャンペーンの概要が分かるメニューページを構築し、アプリ内に搭載すること。
なお、キャンペーン終了後はアプリから速やかに当該ページを削除すること。
- イ メニュー内に応募フォームを搭載すること。

(3) 事業効果の分析

- ・ ブロックチェーンから得られる情報等をもとに、ダウンロード数や実利用者数、NFT発行者数等を把握・集計し、事業効果の分析を行うこと。

5 業務担当員

委託者は、委託業務の処理について必要な連絡指導にあたる業務担当員を定め、受託者に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も同様とする。

6 業務処理計画書

受託者は、契約の締結後、速やかに本業務に関する業務処理計画書を委託者に提出すること。

7 業務処理責任者

受託者は、委託業務の処理について業務処理責任者を定め、遅滞なく委託者に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も同様とする。

8 成果品

委託業務を完了したときは、当該委託業務の処理経過等を記載した報告書を次のとおり提出すること。

- ・ 本委託業務の処理経過及び掲載状況並びに成果を記載した実績報告書
- ・ 使用したデータ一式
電子媒体(CD-RまたはDVD-R)1部

9 実績報告書

委託業務を完了したときは、速やかに実績報告書(別記第1号様式)に上記8の成果品を添えて委託者に提出すること。

10 留意事項

- (1) 本業務遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないように十分注意すること。
- (2) 受託者は、本業務の実施等に際し不明な点が生じたときは、その都度委託者と協議を行い、業務の円滑かつ適切な実施に務めるものとする。
- (3) 委託者は、受託者に対し、業務の執行状況等について、必要に応じ報告を求めることができる。
- (4) 本業務に基づいて作成した成果物に附帯する著作権(著作権法第27条、同第28条に定める権利を含む。)は委託者に帰属する。また、受託者は委託者に対し著作者人格権を行使しないこととする。ただし、アプリに関する一切の著作権は、受託者に帰属するものとし、委託契約終了後は、受託者の責任においてアプリの保守管理廃止等を行うものとし、委託契約終了後も受託者の判断において継続して保守管理する場合は、受託者はアプリに受託者の著作物である旨を明記するとともに委託契約終了後も適切な管理を行うものとする。なお、委託業務終了後におけるアプリ運用において損害等発生した場合について、委託者は一切の責任を負わないものとする。

11 その他

この要領に定めがない事項については、必要に応じ、委託者と受託者が協議の上定める。